

24 監 第 51 号
平成24年6月12日

(社) 長 崎 県 建 設 業 協 会 長
(社) 長 崎 県 中 小 建 設 業 協 会 長
(社) 長 崎 県 造 園 建 設 業 協 会 長
(社) 長 崎 県 ほ 装 協 会 長
(社) 長 崎 県 工 務 店 連 合 会 長
(社) 長 崎 県 下 水 道 建 設 業 協 会 長
(社) 長 崎 県 管 工 事 協 会 長
(社) 長 崎 県 港 湾 漁 港 建 設 業 協 会 長
(社) 長 崎 県 建 造 物 解 体 工 業 会 長
(社) 日 本 塗 装 工 業 会 長 崎 県 支 部

様

長崎県 土木部長



建設業法施行規則の一部を改正する省令等の施行について

標記の件については、社会保険未加入問題の現状にかんがみ、中央建設業審議会・社会資本整備審議会産業分科会建設部会基本問題小委員会の中間とりまとめ（平成24年1月27日）等を踏まえ、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）及び建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件（平成20年国土交通省告示第85号）の一部改正が行われ平成24年11月1日（経営事項審査に係る改正については、同年7月1日）から施行されることとなりましたのでお知らせしますと共に関係通知文書（写）を送付します。

なお、本改正に伴う県の入札参加資格審査における経営事項審査結果の取扱い（改正前の審査結果の取扱い、特に再審査申立ての可否等）については、別添「建設業法施行規則の一部改正に伴う経営事項審査の事務取扱いについて」のとおりと致しますのでご留意をお願いします。

また、改正後の申請書の様式については、当県のホームページからも入手できるよう準備を進めておりますので、貴会におかれましても会員の皆様へのご周知をお願いします。

建設業法施行規則の一部改正に伴う経営事項審査の 事務取扱いについて

1 経営事項審査に関する建設業法施行規則改正の概要

(1) 経営事項審査における保険未加入企業への減点措置の厳格化

(規則様式第25号の11及び第25号の12並びに告示第1の4の1及び付録第2関係)

建設業法第27条の23に基づく経営事項審査（以下単に「経営事項審査」という。）において、社会性等（労働福祉の状況）に係る評価の項目及び基準を次の①及び②のとおり改正し、平成24年7月1日から施行することとなります。

① 評価項目のうち「健康保険及び厚生年金保険」を、「健康保険」と「厚生年金保険」に区分し、各項目ごとに審査することとなります。（規則及び告示第1の4の1）

② 「雇用保険」、「健康保険」及び「厚生年金保険」の各項目について、未加入の場合それぞれ40点の減点（3保険に未加入の場合120点の減点）となります。（告示付録第2）

現行

	点数(素点)	総合評定値への影響
雇用保険	▲ 30	▲ 43
健康保険及び 厚生年金保険	▲ 30	▲ 43
合 計	▲ 60	▲ 86



改正後

	点数(素点)	総合評定値への影響
雇用保険	▲ 40	▲ 57
健康保険	▲ 40	▲ 57
厚生年金保険	▲ 40	▲ 57
合 計	▲ 120	▲ 171

(2) 経営事項審査における外国子会社の経営実績の評価

(規則様式第25号の11及び告示附則関係)

経営事項審査において、本邦親会社及び外国子会社の経営規模に係る次の①及び②の数値について、国土交通大臣に申請し、認定を受けた場合には、当該数値を評価の対象とすることとなります。

- ① 外国子会社の完成工事高
- ② 親会社及び外国子会社合算の利益額及び自己資本額

2 改正後の経営事項審査について【留意事項】

前記 1 **経営事項審査に関する建設業法施行規則改正の概要**のとおり改正後の経営事項審査は、平成24年7月から施行することとなります。したがって、改正前の経営事項審査受審の期限は、平成24年6月末までとなりますのでご注意ください。審査方法については、次の留意事項を除き、平成23年12月19日付け本県土木部監理課長名により「平成24年経営規模等審査要領」等を添えてお知らせした「平成24年経営事項審査及び平成25年度長崎県工事入札参加資格審査について（お知らせ）」のとおり、従前どおり実施します。

【 留意事項 】

- (1) 改正後の経営事項審査申請書様式 別添（1）のとおり
- (2) 前記(1)の申請書中の改正により 別添（2）のとおり
変更された評価項目の記載例
- (3) 今回審査基準の改正により変更された評価項目の提示書類
 - (ア) 評価項目「健康保険加入の有無」（項番42）については、健康保険の保険料の納入に係る領収証書の写し又は納入証明書の写し。ただし、これに準ずる書類として資格取得確認及び標準報酬決定通知書も可とします。
 - (イ) 評価項目「厚生年金保険加入の有無」（項番43）については、厚生年金保険の保険料の納入に係る領収証書の写し又は納入証明書の写し。ただし、これに準ずる書類として資格取得確認及び標準報酬決定通知書も可とします。

3 経営事項審査の再審査の申立てについて(申立ての要領等)

公共工事の発注者によっては、公平性を確保するために、平成24年6月以前に通知した結果通知書ではなく、新審査基準で評価した結果通知書の提出を求める場合があります。その場合には、建設業法施行規則第20条に基づく「再審査の申立て」を行っていただく必要があります。

なお、本県の平成25年度入札参加資格については、再審査の申立ての有無にかかわらず、所定の申請期間内に入札参加資格審査申請をし、審査を受け、審査済みと認められたものについては、資格を有するものとみなします。ただし「本県の平成25年度入札参加資格者名簿に掲載する客観点」については、次の**4 本県の平成25年度入札参加資格者名簿(格付表)[県内企業]における客観点の取扱いについて**及び**5 本県の平成25年度入札参加資格者名簿(格付表)[県外企業]における客観点の取扱いについて**のとおりとしますのでご留意をお願いします。

【 再審査の申立ての要領 】

- (1) 再審査の申立て期間
平成24年7月1日から平成24年10月29日（改正の日から120日以内）
- (2) 対 象
再審査を受けようとする日の1年7ヶ月前の日以降を審査基準日とするもの。
※再審査の申立てをする時点で有効期間が残っている経営事項審査が対象となります。
- (3) 申請内容
今回の審査基準の改正に係る評価項目のうち「健康保険加入の有無」（項番42）及び

「厚生年金保険加入の有無」(項番43)を対象とします。従って、それ以外の項目(申請業種、完成工事高等)については、「雇用保険加入の有無」(項番41)も含めて前回の審査結果からの変更は認められませんのでご留意をお願いします。

【提出書類】

提出書類は次に掲げる①～④の書類とします。なお、①については、正本1部(提出用)・副本1部(申請者控え。受付印押印後申請者宛返戻。)の2部を、②～④については各1部ずつ提出をお願いします。

- ① 経営規模等評価再審査申立書(様式第25号の11(別紙1～3含む))別添(1)のとおり
- ② 当初の経営規模等評価申請書(様式第25号の11(別紙1～3含む))の写し及び経営事項審査結果通知書の写し
- ③ 当初の経営状況分析結果通知書の写し
- ④ 今回審査基準の改正により変更された評価項目の確認書類
 - (イ) 評価項目「健康保険加入の有無」(項番42)については、健康保険の保険料の納入に係る領収証書の写し又は納入証明書の写し。ただし、これに準ずる書類として資格取得確認および標準報酬決定通知書の写しも可とします。
 - (ロ) 評価項目「厚生年金保険加入の有無」(項番43)については、厚生年金保険料の納入に係る領収証書の写し又は納入証明書の写し。ただし、これに準ずる書類として資格取得確認及び標準報酬決定通知書の写しも可とします。

(4) 手数料 無料

(5) 提出方法
前記(3)の【提出書類】を、次の(6)の提出先に郵送又は持参してください。
※郵送の場合は封筒に「経審再審査」と朱書きしてください。
なお、消印が平成24年10月29日のものまで有効とします。

(6) 提出先
〒850-8570 長崎市江戸町2-13
長崎県土木部監理課建設業指導班 (TEL)095(894)3015

(7) 経営規模等評価再審査申立書記載例 別添(3)のとおり

4 本県の平成25年度入札参加資格者名簿(格付表)[県内業者]における客観点の取扱いについて

本県の入札参加資格者名簿(格付表)(以下単に「格付表」という。)に掲載されている客観点(※)は、経営事項審査の結果通知書により受審者にお知らせする総合評定値を指すものですが、「県内業者に係る平成25年度格付表」に掲載する客観点については、今回の改正後の経営事項審査の基準により算定した総合評定値を適用することとしております。そのため、平成24年7月以降に行った経営事項審査に関する総合評定値については、その値(点数)をそのまま格付表に掲載することとなりますが、同年6月以前に行った経営事項審査に関する総合評定値については、再審査の申立てが行われたもので行われなかったものとで次のとおり取扱いが異なりますのでご注意願います。

(1) 「再審査の申立てが行われたもの」について

再審査申立ての審査結果である総合評定値を客観点として格付表に掲載します。

(2) 「再審査の申立てが行われなかったもの」について

改正前の審査結果である総合評定値に「改正後の経営事項審査の基準」を適用して当方で換算処理した総合評定値（点数）を客観点として（格付表に）掲載することとします。なお、換算処理した結果の総合評定値の減点数（改正前の総合評定値からの減点数）については、次に掲げる一覧表のとおりとなりますのでご留意をお願いします。また、換算処理した結果については、該当受審者各自、公表される格付表によりご確認をお願いします。

○改正前の「各改正対象項目の加入の有無」に応じた換算処理後の総合評定値の減点数一覧表

		改正前の項目「健康保険及び厚生年金保険加入の有無」(項番42)		
		「1. 有」の場合	「2. 無」の場合	「3. 適用除外」の場合
改正前の項目 「雇用保険加入の有無」 (項番41)	「1. 有」の場合	0(減点無し) (0→0)	▲71 (▲43→▲114)	0(減点無し) (0→0)
	「2. 無」の場合	▲14 (▲43→▲57)	▲85 (▲86→▲171)	▲14 (▲43→▲57)
	「3. 適用除外」 の場合	0(減点無し) (0→0)	▲71 (▲43→▲114)	0(減点無し) (0→0)

(表の見方)

① 表中の0（減点無し）、▲71、▲14及び▲85について

これらの数字は、前記のとおり、換算処理した結果の総合評定値の減点数（改正前の総合評定値からの減点数）を表します。（補足：これらの数字は、改正前の2項目「雇用保険加入の有無」（項番41）及び「健康保険及び厚生年金保険加入の有無」（項番42）をそれぞれ「1. 有」、「2. 無」及び「3. 適用除外」に区分し、相互に組合わせて場合分けをし、「改正前の該当項目の評点（減点数）の合計と換算処理後の評点（減点数）の合計との差」を表示しています。）

② 表中の(0→0)、(▲43→▲114)、(▲43→▲57)及び(▲86→▲171)について

これらの括弧内の数字及び矢印は、「前記①の括弧書きの補足で述べた改正前の2項目の評点（減点数）の合計（矢印の左側の数字）」が換算処理後、矢印の右側の評点（減点数）になることを表すものです。

例えば、改正前の項目「雇用保険加入の有無」（項番41）が「2. 無」であり、かつ改正前の項目「健康保険及び厚生年金保険加入の有無」（項番42）も「2. 無」であった場合、改正前の両項目の減点数の合計が▲86であったものが「改正後の経営事項審査の基準」を適用すると▲171となり、換算処理した総合評定値は、改正前の総合評定値より更に85点減点されることとなります。

(※) 客観点は、主観点とともに総合数値を構成する評点（点数）です。客観点同様、主観点及び総合数値は、ともに格付表に掲載されています。特に総合数値は、年間平均完工高及び技術者数と並び格付等の主要な判断基準となっています。

5 本県の平成25年度入札参加資格者名簿(格付表)[県外業者]における客観点の取扱いについて

前記 4 本県の平成25年度入札参加資格者名簿(格付表)[県内業者]における客観点の取扱いについて
に記載されている県内業者(県内申請者)の取扱いに準じたものとします。

別添(1)

様式第二十五号の十一（第十九条の七、第二十条、第二十一条の二関係）

(用紙A4)

2	0	0	0	1
---	---	---	---	---

行政庁側記入欄	事務所コード	許可番号	区分
	1	3 4	8 9
項番 0 1 (後段)	入札保証金免除区分基礎算定(千円)	建設業従事員数(人)	
	32 33	39 40	

経営規模等評価申請書
経営規模等評価再審査申立書
総合評定値請求書

平成 年 月 日

建設業法第27条の26第2項の規定により、経営規模等評価の申請をします。
建設業法第27条の28の規定により、経営規模等評価の再審査の申立をします。
建設業法第27条の29第1項の規定により、総合評定値の請求をします。

この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

地方整備局長
北海道開発局長
知事 殿

申請者 _____ 印

行政庁側記入欄	項番	請求年月日	土木事務所コード	整理番号
申請年月日	0 1	平成 年 月 日	24	28
申請時番号	0 2	大臣コード	国土交通大臣許可(般特)	第 号
許可時番号	0 3	大臣コード	国土交通大臣許可(般特)	第 号
審査基準日	0 4	平成 年 月 日		
申請等の区分	0 5			
処理の区分	0 6			
資本金総額 又は出資総額	0 7	(千円)	法人又は個人の別	(1. 法人) (2. 個人)
商号又は名称 のフリガナ	0 8			
商号又は名称	0 9			
代表者又は個人の氏名 のフリガナ	1 0			
代表者又は個人の氏名	1 1			
主たる営業所の所在地 市区町村コード	1 2			
主たる営業所の所在地	1 3			
郵便番号	1 4		電話番号	
許可を受けている 建設業	1 5			
経営規模等評価等 対象建設業	1 6			

項番
自己資本額 1 7 ¹² ¹⁴ ¹⁹ (千円) ²² (1. 基準決算)
2. 2期平均

基準決算	(千円)
直前の 審査基準日	(千円)

利益額 (2期平均) 1 8 ¹² ¹⁴ ¹⁹ (千円) 利益額 (利払前税引前償却前利益)
= 営業利益+減価償却実施額

審査対象事業年度	審査対象事業年度の前審査対象事業年度
営業利益 (千円)	営業利益 (千円)
減価償却 実施額 (千円)	減価償却 実施額 (千円)

技術職員数 1 9 ¹² ¹⁴ (人)

登録経営状況
分析機関番号 2 0 ¹² ¹⁴

経営状況分析を受けた機関の名称

工事種類別完成工事高、工事種類別元請完成工事高については別紙一による。
技術職員名簿については別紙二による。
その他の審査項目 (社会性等) については別紙三による。

経営規模等評価の再審査の申立を行う者については、次に記載すること。

審査結果の通知番号	審査結果の通知の年月日
第 号	平成 年 月 日
再審査を求める事項	再審査を求める理由

連絡先

所属等

氏名

電話番号

ファックス番号

工事種類別完成工事高 工事種類別元請完成工事高

申請者

審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は 前審査対象事業年度及び前々審査対象事業年度 自 12 年 14 月 至 16 年 18 月 19 月 審査対象事業年度の前審査対象事業年度 年 月～ 年 月 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 年 月～ 年 月		審査対象事業年度 計算基準の区分 自 20 年 22 月 至 24 年 26 月 28 月 (1.2年平均) 2.3年平均		
業 種 コード	完 成 工 事 高 (千円)	元 請 完 成 工 事 高 (千円)	完 成 工 事 高 (千円)	元 請 完 成 工 事 高 (千円)
3 1	12 14 16 19 24 25 29 34	35 39 44 45 49 54		
工事の種類	完 成 工 事 高 計 算 表	元 請 完 成 工 事 高 計 算 表		
工事	審査対象事業年度の前審査対象事業年度 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度	審査対象事業年度の前審査対象事業年度 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度		
3 2	12 14 16 19 24 25 29 34	35 39 44 45 49 54		
工事の種類	完 成 工 事 高 計 算 表	元 請 完 成 工 事 高 計 算 表		
工事	審査対象事業年度の前審査対象事業年度 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度	審査対象事業年度の前審査対象事業年度 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度		
3 2	12 14 16 19 24 25 29 34	35 39 44 45 49 54		
工事の種類	完 成 工 事 高 計 算 表	元 請 完 成 工 事 高 計 算 表		
工事	審査対象事業年度の前審査対象事業年度 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度	審査対象事業年度の前審査対象事業年度 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度		
3 2	12 14 16 19 24 25 29 34	35 39 44 45 49 54		
工事の種類	完 成 工 事 高 計 算 表	元 請 完 成 工 事 高 計 算 表		
工事	審査対象事業年度の前審査対象事業年度 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度	審査対象事業年度の前審査対象事業年度 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度		
3 3	12 14 19 22 24 29 32 34 39 42 44 49			
工事の種類	完 成 工 事 高 計 算 表	元 請 完 成 工 事 高 計 算 表		
その他 工事	審査対象事業年度の前審査対象事業年度 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度	審査対象事業年度の前審査対象事業年度 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度		
3 4	12 14 19 22 24 29 32 34 39 42 44 49			
合 計				

契約後V Eに係る完成工事高の評価の特例

(1. 有 2. 無)

その他の審査項目 (社会性等)

労働福祉の状況

項番	3	
雇用保険加入の有無	41	[1.有、2.無、3.適用除外]
健康保険加入の有無	42	[1.有、2.無、3.適用除外]
厚生年金保険加入の有無	43	[1.有、2.無、3.適用除外]
建設業退職金共済制度加入の有無	44	[1.有、2.無]
退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無	45	[1.有、2.無]
法定外労働災害補償制度加入の有無	46	[1.有、2.無]

建設業の営業継続の状況

営業年数

4

7

3

5

(年)

初めて許可（登録）を受けた年月日

休業等期間

備考（組織変更等）

昭和

年

月

日

年

か月

平成

年

月

日

年

か月

民事再生法又は会社更生法の適用の有無

4

8

3

[1.有、2.無]

再生手続又は更生手続開始決定日

再生計画又は更生計画認可日

再生手続又は更生手続終了決定日

平成

年

月

日

平成

年

月

日

平成

年

月

日

防災活動への貢献の状況

防災協定の締結の有無	49	3
		[1.有、2.無]

法令遵守の状況

営業停止処分の有無	50	3
		[1.有、2.無]
指示処分の有無	51	3
		[1.有、2.無]

建設業の経理の状況

監査の受審状況	52	3	[1.会計監査人の設置、2.会計参与の設置、 3.経理処理の適正を確認した旨の書類の提出、4.無]
公認会計士等の数	53	3 5 (人)	
二級登録経理試験合格者の数	54	3 5 (人)	

研究開発の状況

研究開発費(2期平均)	55	3 5 10 (千円)
審査対象事業年度		審査対象事業年度の 前審査対象事業年度
(千円)		(千円)

建設機械の保有状況

建設機械の所有及びリース台数	56	3 5 (台)
----------------	----	---------

国際標準化機構が定めた規格による登録の状況

ISO9001の登録の有無	57	3	[1.有、2.無]
ISO14001の登録の有無	58	3	[1.有、2.無]

技術職員名簿

頁

項番
数 61 12 14 頁

申請者

通番	氏 名	生 年 月 日		業 種 コード	有 限 公 司	資 格 分 下	講 習 受 修	業 種 コード	有 限 公 司	資 格 分 下	講 習 受 修	監理技術者資格者証交付番号
1			6	2								
2			6	2								
3			6	2								
4			6	2								
5			6	2								
6			6	2								
7			6	2								
8			6	2								
9			6	2								
10			6	2								
11			6	2								
12			6	2								
13			6	2								
14			6	2								
15			6	2								
16			6	2								
17			6	2								
18			6	2								
19			6	2								
20			6	2								
21			6	2								
22			6	2								
23			6	2								
24			6	2								
25			6	2								
26			6	2								
27			6	2								
28			6	2								
29			6	2								
30			6	2								

工事種類別完成工事高付表

申請者 _____

審 査 対 象 建 設 業	完 成 工 事 高

注) 申請者のうち次の申出をしようとする者については、その申出の額をそのまま審査対象建設業ごとに記載すること。

- (1) 一式工事業に係る建設工事の完成工事高を一式工事業以外の建設業に係る建設工事の完成工事高に加えて申し出ようとする者。
- (2) 一式工事業以外の建設業に係る完成工事高についても(1)と同様の方法により計算して申し出ようとする者。

2	0	0	0	1
---	---	---	---	---

[illegible]

(1. 一般)
(2. 特定)

※個別に注記されている項番以外は、前回と同内容を記入すること

自己資本額 2. 2期平均)

基準決算	3 0 0 <input (千円)<="" td="" type="text" value="0"/>
直前の 審査基準日	5 0 0 <input (千円)<="" td="" type="text" value="0"/>

利益額 (2 期 平 均) = 営業利益+減価償却実施額

審査対象事業年度					審査対象事業年度の前審査対象事業年度				
営業利益			6890	(千円)	営業利益			7890	(千円)
減価償却 実施額			1320	(千円)	減価償却 実施額			1510	(千円)

技術職員数

登録経営状況
分析機関番号 〇〇〇センター

工事種類別完成工事高、工事種類別元請完成工事高については別紙一による。
技術職員名簿については別紙二による。
その他の審査項目 (社会性等) については別紙三による。

旧結果通知書の「行政庁記入欄」に記載された番号を記入すること

旧結果通知書の通知年月日を記入すること

経営規模等評価の再審査の申立を行う者については、次に記入すること。

審査結果の通知番号 第01-011906号	審査結果の通知の年月日 平成24年2月22日
再審査を求める事項 平成24年7月1日の改正に係る事項	再審査を求める理由 制度改正のため

連絡先

所属 総務課

氏名 山田 花子

電話番号 095-894-3015

ファクス番号 095-894-3460

20002

工事種類別完成工事高
工事種類別元請完成工事高

申請者 (株)長崎組

項番	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度又は 前審査対象事業年度及び前々審査対象事業年度	審査対象事業年度	計算基準の区分
31	自 21年08月 至 22年07月	自 22年08月 至 23年07月	1 (1.2年平均 2.3年平均)
	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度	年 月～ 年 月	
	審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	年 月～ 年 月	

業種 コード	完成工事高(千円)	元請完成工事高(千円)	完成工事高(千円)	元請完成工事高(千円)
32010	68126	34126	72566	41566
工事の種類	完成工事高計算表	元請完成工事高計算表		
土木一式工事				
32011				15000
工事の種類				
プレストレスト コンクリート 工事				
32020	47056	25056	55120	30000
工事の種類	完成工事高計算表	元請完成工事高計算表		
建築一式工事				
32050	61550	28550	35411	35411
工事の種類	完成工事高計算表	元請完成工事高計算表		
とび・土工 コンクリート 工事				
33 その他				
工事の種類	完成工事高計算表	元請完成工事高計算表		
その他 工事				
34 合計				

※ 前回申請と同内容を記入すること

契約後VEに係る完成工事高の評価の特例 (1. 有 2. 無)

※個別に注記されている項番以外
は、前回と同様に記入すること

その他の審査項目 (社会性等)

労働福祉の状況

雇用保険加入の有無

項番
4 13
1

〔1.有、2.無、3.適用除外〕

健康保険加入の有無

4 2

3
1

〔1.有、2.無、3.適用除外〕

厚生年金保険加入の有無

4 3

3
1

〔1.有、2.無、3.適用除外〕

建設業退職金共済制度加入の有無

4 4

3
1

〔1.有、2.無〕

退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無

4 5

3
1

〔1.有、2.無〕

法定外労働災害補償制度加入の有無

4 6

3
2

〔1.有、2.無〕

健康保険の被保険者の適用除外の承認を受けて全国建設工事業国民健康保険組合や全国土木建築国民健康保険組合に加入している場合は、「3.適用除外」を選択すること

建設業の営業継続の状況

営業年数

4 7

3 5
3 4 (年)

初めて許可(登録)を受けた年月日	休業等期間	備考(組織変更等)
昭和 50年 4月 5日 平成	2年 0か月	

民事再生法又は会社更生法の適用の有無

4 8

3
2

〔1.有、2.無〕

再生手続又は更生手続開始決定日	再生計画又は更生計画認可日	再生手続又は更生手続最終決定日
平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日

防災活動への貢献の状況

防災協定の締結の有無

4 9

3
2

〔1.有、2.無〕

法令遵守の状況

営業停止処分の有無

5 0

3
2

〔1.有、2.無〕

指示処分の有無

5 1

3
2

〔1.有、2.無〕

建設業の経理の状況

監査の受審状況

5 2

3
3

〔1.会計監査人の設置、2.会計参与の設置、3.経理処理の適正を確認した旨の書類の提出、4.無〕

公認会計士等の数

5 3

3 5
1 (人)

二級登録経理試験合格者の数

5 4

3 5
1 (人)

研究開発の状況

研究開発費(2期平均)

5 5

3 5 10
0 (千円)

審査対象事業年度	審査対象事業年度の直前直後事業年度
(千円)	(千円)

建設機械の保有状況

建設機械の所有及びリース台数

5 6

3 5
2 (台)

国際標準化機構が定めた規格による登録の状況

ISO9001の登録の有無

5 7

3
1

〔1.有、2.無〕

ISO14001の登録の有無

5 8

3
2

〔1.有、2.無〕

頁

項番
 12 14
 0 0 1
 數 6 1 頁

申請者 (株) 長崎組

[illegible]

工事種類別完成工事高付表

申請者 _____

審査対象建設業	完成工事高
※ 前回申請と同内容を記入すること	

注) 申請者のうち次の申出をしようとする者については、その申出の額をそのまま審査対象建設業ごとに記載すること。

- (1) 一式工事業に係る建設工事の完成工事高を一式工事業以外の建設業に係る建設工事の完成工事高に加えて申し出ようとする者。
- (2) 一式工事業以外の建設業に係る完成工事高についても(1)と同様の方法により計算して申し出ようとする者。

国土建第39号
平成24年5月1日

長崎県土木部長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長



建設業法施行規則の一部を改正する省令等の施行について

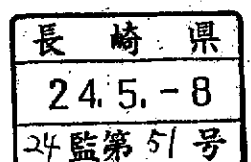
建設産業においては、下請企業を中心に、雇用、医療、年金保険について、法定福利費を適正に負担しない企業（すなわち保険未加入企業）が存在することから、技能労働者の公的保障が確保されず、若年入職者減少の一因となっているほか、関係法令を遵守して適正に法定福利費を負担する企業ほど競争上不利になるという状況が生じています。

このため、関係者を挙げた社会保険未加入問題への対策の一環として、建設業の許可に際しての保険加入状況の確認・指導、経営事項審査における未加入企業への評価の厳格化を進めることにより、技能労働者の雇用環境の改善や不良不適格業者の排除に取り組み、建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保と事業者間における公平で健全な競争環境の構築を図る必要があります。

また、昨今、我が国建設企業の活動範囲が国内外を問わず拡大している中で、外国における建設工事の受注に際し、進出先国の規制により子会社を設立しなければならない場合や、子会社により現地に根付いた事業活動を行う場合があることから、外国子会社の経営実績を適正に評価するとともに、我が国建設企業の海外進出意欲の醸成を図ることが求められています。

こうした状況にかんがみ、中央建設業審議会・社会資本整備審議会産業分科会建設部会基本問題小委員会の中間とりまとめ（平成24年1月27日）等を踏まえ、今般、平成24年5月1日付けで、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号。以下「規則」という。）及び建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件（平成20年国土交通省告示第85号。以下「告示」という。）の一部改正が行われ、同年11月1日（経営事項審査に係る改正については同年7月1日）から施行されることとなりました。

今般の改正の内容は下記のとおりですので、貴職におかれましてはその趣旨を十分ご理解の上、事務処理に当たって遺漏なく措置されるようお願いいたします。



記

1. 建設業における社会保険未加入問題への対策

(1) 建設業の許可申請書の添付書類への保険加入状況の追加

(規則第4条及び様式(新)第20号の3関係)

許可行政庁が、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条に基づく許可（許可の更新を含む。）の申請時に、保険加入状況の確認、指導等を行うため、法第6条第1項に基づく申請書の添付書類として、健康保険等の加入状況^(※)を記載した書面の提出を求めることとし、当該書面の様式を整備した。

(※)「健康保険等の加入状況」とは、健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による被保険者の資格の取得の届出、厚生年金保険法（昭和29年法律115号）第27条の規定による被保険者の資格の取得の届出及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による被保険者となったことの届出の状況をいう。以下同じ。

(2) 施工体制台帳等の記載事項への保険加入状況の追加

(規則第14条の2及び第14条の4関係)

特定建設業者及び下請負人が、その請け負う工事における下請負人等の保険加入状況を把握することを通じて、適正な施工体制の確保に資するよう、法第24条の7第1項に基づき特定建設業者が作成する施工体制台帳の記載事項及び同条第2項に基づき下請負人が特定建設業者に通知すべき事項に、健康保険等の加入状況を追加することとした。なお、平成24年11月1日以降に特定建設業者が発注者と締結した請負契約に係る建設工事が対象となる。

(3) 経営事項審査における保険未加入企業への減点措置の厳格化

(規則様式第25号の11及び第25号の12並びに告示第1の4の1及び附則第2関係)

法第27条の23に基づく経営事項審査（以下単に「経営事項審査」という。）において、社会性等（労働福祉の状況）に係る評価の項目及び基準を次のとおり見直すこととした。

- ・評価項目のうち「健康保険及び厚生年金保険」を、「健康保険」と「厚生年金保険」に区分し、各項目ごとに審査する。(規則及び告示第1の4の1)
- ・「雇用保険」、「健康保険」及び「厚生年金保険」の各項目について、未加入の場合それぞれ40点の減点(3保険に未加入の場合120点の減点)とする。(告示付録第2)

2. 経営事項審査における外国子会社の経営実績の評価

(規則様式第25号の11及び告示附則関係)

経営事項審査において、本邦親会社及び外国子会社の経営規模に係る次の数値について、国土交通大臣に申請し、認定を受けた場合には、当該数値を評価の対象とすることとした。

- ・外国子会社の完成工事高
- ・親会社及び外国子会社合算の利益額及び自己資本額

○国土交通省告示第五百二十三号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十七条の二十三第三項の規定に基づき、平成二十年国土交通省告示第八十五号（建設業法第二十七条の二十三第三項の経営事項審査の項目及び基準を定める件）の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十四年五月一日

国土交通大臣 前田 武志

第一の四の1の(二)中「及び厚生年金保険」を削り、「第十条ノ二」を「第二十四条」に改め、「及び厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第二十七条に規定する届出」を削り、同号の1の

(三)中「同法第二条第五項に規定する特定業種退職金共済機構との間で」を削る。

第一の四の1の(三)から(五)までを一ずつ繰り下げ、同号の1の(二)の次に次のように加える。

(三) 審査基準日における厚生年金保険加入の有無（厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第二十七条に規定する届出を行っているか否かをいう。）

五号）第二十七条に規定する届出を行っているか否かをいう。）
第二の四の3中「別表第七」を「別表第八」に改め、同号の4中「別表第八」を「別表第九」に改め、同号の5中「(1)」を「(一)」に、「別表第九」を「別表第十」に、「(2)」を「(二)」に、「別表第十

」を「別表第十一」に改め、同号の6中「別表第十一」を「別表第十二」に改める。
附則二中「「外国」」を「「協定適用国等」」に、「外国に」を「協定適用国等に」に改め、附則

二の4中「(1)」を「(一)」に改め、附則二の5中「(2)」を「(二)」に改める。

附則三中「(一)及び(二)、3並びに」を「(一)から(三)まで、3及び」に改め、附則三(一)中「外国に」を「協定適用国等に」に改める。

附則四(一)中「(昭和三十八年大蔵省令第五十九号)」及び「この号において」を削り、「子会社をいう。」の下に「以下同じ。」を加える。

附則六中「又は平均技術職員数」を削り、附則六(一)を次のように改める。

(一) 親会社とその子会社からなる企業集団であること。

附則六の次に次のように加える。

七 我が国に主たる営業所を有する建設業者であつて、国土交通大臣が次に掲げる要件のいずれにも適合するものとして認定した子会社を外国に有するものについては、国土交通大臣が当該子会社について認定した数値を当該建設業者の種類別年間平均完成工事高に加えた数値をもって第一の一の1に掲げる項目の数値として審査し、かつ、国土交通大臣が当該建設業者及び当該子会社について認定した数値をもって同号の2及び同号の3に掲げる項目の数値として審査するものとする。

(一) 経営事項審査を受けていない者であること。

(二) 主たる事業として建設業を営む者であること。

付録第二の算式中「 $\times 30$ 」を「 $\times 40$ 」に、「(3)から(5)」を「(四)から(六)」に、「(

1)及び(2)」を「(一)ちひ(三)冊」に改める。

附 則

この告示は、平成二十四年七月一日から施行する。

平成20年国土交通省告示第85号
建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件
新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行	改 正 後
第一 審査の項目は、次の各号に定めるものとする。 四 その他の審査項目（社会性等） 1 次に掲げる労働福祉の状況 (一) (略) (二) 審査基準日における健康保険及び厚生年金保険加入の有無（健康保険法第六号）第十條ノ二の規定による届出及び厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第二十七條に規定する届出を行っているか否かをいう。 (三) 審査基準日における建設業退職金共済制度加入の有無（中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）第六章の独立行政法人勤労者退職金共済機構との間で同法第二条第五項に規定する特定業種退職金共済機構との間に同法第二条第五項に規定する特定業種退職金共済契約又はこれに準ずる契約の締結を行っているか否かをいう。） 四・五 (略) 第二 審査の基準は、次の各号に定めるとおりとする。 四 その他の審査項目（社会性等）に係る審査の基準 3 第一の四の3に掲げる防災協定締結の有無については、	第一 審査の項目は、次の各号に定めるものとする。 四 その他の審査項目（社会性等） 1 次に掲げる労働福祉の状況 (一) (略) (二) 審査基準日における健康保険加入の有無（健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）第二十四條の規定による届出を行っているか否かをいう。 (三) 審査基準日における厚生年金保険加入の有無（厚生年金保険法（昭和二十九法律第百十五号）第二十七條に規定する届出を行っているか否かをいう。） 四 審査基準日における建設業退職金共済制度加入の有無（中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）第六章の独立行政法人勤労者退職金共済機構との間で同法第二条第五項に規定する特定業種退職金共済契約又はこれに準ずる契約の締結を行っているか否かをいう。） 四・六 (略) 第二 審査の基準は、次の各号に定めるとおりとする。 四 その他の審査項目（社会性等）に係る審査の基準 3 第一の四の3に掲げる防災協定締結の有無については、

防災協定締結の有無が、別表第七の区分の欄のいずれに該当するかを審査すること。

4 第一の四の4に掲げる法令遵守の状況については、建設業法第二十八条の規定により指示をされ、又は営業の全部若しくは一部の停止を命ぜられたことの有無が、別表第八の区分の欄のいずれに該当するかを審査すること。

5 次に掲げる建設業の経理に関する状況

(1) 第一の四の5の(一)に掲げる監査の受審状況については、会計監査人若しくは会計参与の設置の有無又は建設業の経理実務の責任者のうち第一の四の5の(二)のイに該当する者が経理処理の適正を確認した旨の書類に自らの署名を付したものの提出の有無が、別表第九の区分の欄のいずれに該当するかを審査すること。

(2) 第一の四の5の(二)に掲げる職員の数については、同号の5の(二)のイに掲げる者の数に、同号の5の(二)のロに掲げる者の数に十分の四を乗じて得た数を加えた合計数値(別表第十において「公認会計士等数値」という。)が、年間平均完成工事高に応じて、別表第十の区分の欄のいずれに該当するかを審査すること。

6 第一の四の6に掲げる平均研究開発費の額については、当該金額が、別表第十一の区分のいずれに該当するかを審査すること。

附 則

二 審査の対象とする建設業者が、効力を有する政府調達に関する協定を適用している国又は地域その他我が国に対して建設市場が開放的であると認められる国又は地域(以下「外国」という。)に主たる営業所を有する建設業者又は我が国に主たる営業所を有する建設業者のうち外国に主たる営業所を有する者が当該建設業者の資本金の額の二分の一以上を出資しているもの(以下「外国建設業者」という。)である場合における第二の三の1並びに第二の四の1、2、5及び6の規定の適用については、当分の間、当該各規定にかかわらず、それぞれ次に定める。

1・2 (略)

防災協定締結の有無が、別表第八の区分の欄のいずれに該当するかを審査すること

4 第一の四の4に掲げる法令遵守の状況については、建設業法第二十八条の規定により指示をされ、又は営業の全部若しくは一部の停止を命ぜられたことの有無が、別表第九の区分の欄のいずれに該当するかを審査すること。

5 次に掲げる建設業の経理に関する状況

(1) 第一の四の5の(一)に掲げる監査の受審状況については、会計監査人若しくは会計参与の設置の有無又は建設業の経理実務の責任者のうち第一の四の5の(二)のイに該当する者が経理処理の適正を確認した旨の書類に自らの署名を付したものの提出の有無が、別表第十の区分の欄のいずれに該当するかを審査すること。

(2) 第一の四の5の(二)に掲げる職員の数については、同号の5の(二)のイに掲げる者の数に、同号の5の(二)のロに掲げる者の数に十分の四を乗じて得た数を加えた合計数値(別表第十一において「公認会計士等数値」という。)が、年間平均完成工事高に応じて、別表第十一の区分の欄のいずれに該当するかを審査すること。

6 第一の四の6に掲げる平均研究開発費の額については、当該金額が、別表第十二の区分のいずれに該当するかを審査すること。

附 則

二 審査の対象とする建設業者が、効力を有する政府調達に関する協定を適用している国又は地域その他我が国に対して建設市場が開放的であると認められる国又は地域(以下「協定適用国等」という。)に主たる営業所を有する建設業者又は我が国に主たる営業所を有する建設業者のうち協定適用国等に主たる営業所を有する者が当該建設業者の資本金の額の二分の一以上を出資しているもの(以下「外国建設業者」という。)である場合における第二の三の1並びに第二の四の1、2、5及び6の規定の適用については、当分の間、当該各規定にかかわらず、それぞれ次に定めるところによる。

1・2 (略)

3 第二の四の2の規定の適用については、同号の2中「当該年数」とあるのは「当該年数及び外国において建設業を営んでいた年数で国土交通大臣が認定したものの合計年数」とする。

4 第二の四の5の(1)の適用については、第二の四の5の(1)中「会計参与の設置の有無又は」とあるのは「会計参与の設置の有無若しくは」とし、「提出の有無」とあるのは「提出の有無又はこれと同等以上の措置として国土交通大臣が認定した措置の有無」とする。

5 第二の四の5の(2)の適用については、第二の四の5の(2)中「同号の5の(1)のイに掲げる者の数」とあるのは「同号の5の(1)のイに掲げる者の数及び当該者と同等以上の潜在的能力があると国土交通大臣が認定した者の数の合計数」と、「同号の5の(1)のロに掲げる者の数」とあるのは「同号の5の(1)のロに掲げる者の数及び当該者と同等以上の潜在的能力があると国土交通大臣が認定した者の数の合計数」とする。

6 (略)

三 国土交通大臣が外国建設業者の属する企業集団について、次に掲げる要件に適合するものとして一体として建設業を営んでいると認定した場合においては、当分の間、第一に掲げる各項目（第一の四の1の(一)及び(二)、3並びに4に掲げる項目を除く。）については、(略)。

(一) 当該外国建設業者の属する企業集団が一体として建設業を営んでいることについて、当該企業集団の中心となる者であって外国に主たる営業所を有するものによる証明があること

(二) (略)

四 (略)

(一) 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十一年大蔵省令第五十九号）第八條第三項に規定する親会社（以下この号において単に「親会社」という。）とその子会社（同項に規定する子会社をいう。）からなる企業集団であること。

3 第二の四の2の規定の適用については、同号の2中「当該年数」とあるのは「当該年数及び協定適用国等において建設業を営んでいた年数で国土交通大臣が認定したものの合計年数」とする。

4 第二の四の5の(一)の適用については、第二の四の5の(一)中「会計参与の設置の有無又は」とあるのは「会計参与の設置の有無若しくは」とし、「提出の有無」とあるのは「提出の有無又はこれと同等以上の措置として国土交通大臣が認定した措置の有無」とする。

5 第二の四の5の(二)の適用については、第二の四の5の(二)中「同号の5の(1)のイに掲げる者の数」とあるのは「同号の5の(1)のイに掲げる者の数及び当該者と同等以上の潜在的能力があると国土交通大臣が認定した者の数の合計数」と、「同号の5の(1)のロに掲げる者の数」とあるのは「同号の5の(1)のロに掲げる者の数及び当該者と同等以上の潜在的能力があると国土交通大臣が認定した者の数の合計数」とする。

6 (略)

三 国土交通大臣が外国建設業者の属する企業集団について、次に掲げる要件に適合するものとして一体として建設業を営んでいると認定した場合においては、当分の間、第一に掲げる各項目（第一の四の1の(一)から(三)まで、3及び4に掲げる項目を除く。）については、(略)。

(一) 当該外国建設業者の属する企業集団が一体として建設業を営んでいることについて、当該企業集団の中心となる者であって協定適用国等に主たる営業所を有するものによる証明があること。

(二) (略)

四 (略)

(一) 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第八條第三項に規定する親会社（以下単に「親会社」という。）とその子会社（同項に規定する子会社をいう。以下同じ。）からなる企業集団であること。

六 (略) 技術職員数又は平均技術職員数及び第一の四の五の(二)に掲げる職員の数として審査するものとする。 (一) 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和三十八年大蔵省令第五十九号)第八条第三項に規定する親会社(以下この号において単に「親会社」という。)とその子会社(同項に規定する子会社をいう。以下この号において同じ。)からなる企業集団であること。 (二)・(三) (略)	(二)・(三) (略) 六 (略) 技術職員数及び第一の四の五の(二)に掲げる職員の数として審査するものとする。 (一) 親会社とその子会社からなる企業集団であること。 (二)・(三) (略)
(新設) 付録第二 算式 $Y1 \times 15 - Y2 \times 30$ Y1は、第一の四の1の(3)から(5)までの各項目のうち加入又は導入をしているとされたものの数 Y2は、第一の四の1の(1)及び(2)の各項目のうち加入をしていないとされたものの数	七 我が国に主たる営業所を有する建設業者であつて、国土交通大臣が次に掲げる要件のいずれにも適合するものとして認定した子会社を外国に有するものについては、国土交通大臣が当該子会社について認定した数値を当該建設業者の種別年間平均完成工事高に加えた数値をもつて第一の一の1に掲げる項目の数値として審査し、かつ、国土交通大臣が当該建設業者及び当該子会社について認定した数値をもつて同号の2及び同号の3に掲げる項目の数値として審査するものとする。 (一) 経営事項審査を受けていない者であること。 (二) 主たる事業として建設業を営む者であること。 付録第二 算式 $Y1 \times 15 - Y2 \times 40$ Y1は、第一の四の1の(四)から(六)までの各項目のうち加入又は導入をしているとされたものの数 Y2は、第一の四の1の(一)から(三)までの各項目のうち加入をしていないとされたものの数

○国土交通省令第五十二号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第六条第一項（同法第十七条において準用する場合を含む。）
第二十四条の七第一項及び第二項並びに第二十七条の三十六の規定に基づき、建設業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年五月一日

国土交通大臣 前田 武志

建設業法施行規則の一部を改正する省令

建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第十七号中「別記様式第二十号の三」を「別記様式第二十号の四」に改め、同号を同項第十八号とし、同項第十六号の次に次の一号を加える。

十七 別記様式第二十号の三による健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十八条の規定による被保険者の資格の取得の届出、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第二十七条の規定による被保険者の資格の取得の届出及び雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第七条の規定による被保険者となつたことの届出の状況（以下「健康保険等の加入状況」という。）を記載した書面

第四条第二項中「及び第七号から第十七号まで」を「第七号から第十六号まで及び第十八号」に

改め、同条第三項中「及び第十四号から第十七号まで」を「第十四号から第十六号まで及び第十八号」に、「第十七号に」を「第十八号に」に改める。

第十四条の二第一項第一号中「が許可を受けて営む建設業の種類」を「に関する次に掲げる事項」に改め、同号に次のように加える。

イ 許可を受けて営む建設業の種類

ロ 健康保険等の加入状況

第十四条の二第一項第三号に次のように加える。

ハ 健康保険等の加入状況

第十四条の四第一項第三号中「第十四条の二第一項第三号イ及びロ」を「第十四条の二第一項第三号イからハまで」に、「並びに」を「及び」に改める。

別記様式第二十号の三を別記様式第二十号の四とし、別記様式第二十号の二の次に次の一様式を加える。

健康保険等の加入状況

営業所の名称	従業員数	保険加入の有無			事業所整理記号等	
		健康保険	厚生年金保険	雇用保険		
	人 (人)				健康保険	
					厚生年金保険	
					雇用保険	
	人 (人)				健康保険	
					厚生年金保険	
					雇用保険	
	人 (人)				健康保険	
					厚生年金保険	
					雇用保険	
	人 (人)				健康保険	
					厚生年金保険	
					雇用保険	
合計	人 (人)					

記載要領

- 「営業所の名称」の欄は、別記様式第一号別紙二に記載した順に記載すること。
- 「従業員数」の欄は、法人にあつてはその役員、個人にあつてはその事業主を含め全ての従業員数（建設業以外に従事する者を含む。）を記載すること。（ ）内には、役員又は個人事業主（同居の親族である従業員を含む。）の人数を内数として記載すること。
- 「保険加入の有無」の「健康保険」の欄については、従業員が健康保険の被保険者の資格を取得したことについての日本年金機構又は健康保険組合に対する届出を行つている場合は「1」を、行っていない場合は「2」を、従業員が4人以下である個人事業主である場合等の健康保険の適用が除外される場合は「3」を記入すること。ただし、健康保険法（大正11年法律第70号）第34条第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所（同条第2項の規定により適用事業所でなくなつたものとみなされるものに限る。以下同じ。）については、記入を要しない。
- 「保険加入の有無」の「厚生年金保険」の欄については、従業員が厚生年金保険の被保険者の資格を取得したことについての日本年金機構に対する届出を行つている場合は「1」を、行っていない場合は「2」を、従業員が4人以下である個人事業主である場合等の厚生年金保険の適用が除外される場合は「3」を記入すること。ただし、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第8条の2第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所（同条第2項の規定により適用事業所でなくなつたものとみなされるものに限る。以下同じ。）については、記入を要しない。
- 「保険加入の有無」の「雇用保険」の欄については、その雇用する労働者が雇用保険の被保険者となつたことについての公共職業安定所の長に対する届出を行つている場合は「1」を、行っていない場合は「2」を、従業員が1人も雇用されていない場合等の雇用保険の適用が除外される場合は「3」を記入すること。
- 「事業所整理記号等」の「健康保険」の欄については、事業所整理記号及び事業所番号（健康保険組合にあつては健康保険組合名）を記載すること。ただし、健康保険法第34条第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所については、「本店（〇〇支店等）一括」と記載すること。
- 「事業所整理記号等」の「厚生年金保険」の欄については、事業所整理記号及び事業所番号を記載すること。ただし、厚生年金保険法第8条の2第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所については、「本店（〇〇支店等）一括」と記載すること。
- 「事業所整理記号等」の「雇用保険」の欄については、労働保険番号を記載すること。ただし、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第9条の規定による継続事業の一括の認可に係る営業所については、「本店（〇〇支店等）一括」と記載すること。

別記様式第二十五号の十一記載要領別表(2)中

2 1	申請者が、国土交通大臣の定めると 結子会社)として認定を受けて申請
-----	--------------------------------------

ころにより、一定の企業集団に属する建設業者(連
する場合

を

2 1	申請者が、国土交通大臣の 結子会社)として認定を受
2 2	申請者が、国土交通大臣の 受けて申請する場合

定めるところにより、一定の企業集団に属する建設業者(連
けて申請する場合

定めるところにより、その外国にある子会社について認定を

に定める。

別記様式第二十五号の十一別紙三を次のように改める。

その他の審査項目 (社会性等)

労働福祉の状況

雇用保険加入の有無

項番
4 13
□

[1.有、2.無、3.適用除外]

健康保険加入の有無

4 2

3
□

[1.有、2.無、3.適用除外]

厚生年金保険加入の有無

4 3

3
□

[1.有、2.無、3.適用除外]

建設業退職金共済制度加入の有無

4 4

3
□

[1.有、2.無]

退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無

4 5

3
□

[1.有、2.無]

法定外労働災害補償制度加入の有無

4 6

3
□

[1.有、2.無]

建設業の営業継続の状況

営業年数

4 7

3 5
□ □ (年)

初めて許可(登録)を受けた年月日	休業等期間	備考(組織変更等)
昭和 年 月 日 平成 年 月 日	年 月 日 年 月 日	

民事再生法又は会社更生法の適用の有無

4 8

3
□

[1.有、2.無]

再生手続又は更生手続開始決定日	再生計画又は更生計画認可日	再生手続又は更生手続終了決定日
平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日

防災活動への貢献の状況

防災協定の締結の有無

4 9

3
□

[1.有、2.無]

法令遵守の状況

営業停止処分の有無

5 0

3
□

[1.有、2.無]

指示処分の有無

5 1

3
□

[1.有、2.無]

建設業の経理の状況

監査の受審状況

5 2

3
□[1.会計監査人の設置、2.会計参与の設置、
3.経理処理の適正を確認した旨の書類の提出、4.無]

公認会計士等の数

5 3

3 5
□ □ (人)

二級登録経理試験合格者の数

5 4

3 5
□ □ (人)

研究開発の状況

研究開発費(2期平均)

5 5

3 5 10
□ □ □ □ □ □ (千円)

審査対象事業年度	審査対象事業年度の前審査対象事業年度
□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ (千円)	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ (千円)

建設機械の保有状況

建設機械の所有及びリース台数

5 6

3 5
□ □ □ (台)

国際標準化機構が定めた規格による登録の状況

ISO9001の登録の有無

5 7

3
□

[1.有、2.無]

ISO14001の登録の有無

5 8

3
□

[1.有、2.無]

記載要領

- 1 ☐ ☐ ☐ ☐ で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように数字を記入すること。例えば ☐ ☐ ☐ ☐ 1 2 のように右詰めで記入すること。
- 2 ☐ 4 ☐ 1 「雇用保険加入の有無」の欄は、その雇用する労働者が雇用保険の被保険者となつたことについて公共職業安定所の長に対する届出を行つている場合は「1」を、行っていない場合は「2」を、従業員が1人も雇用されていない場合等の雇用保険の適用が除外される場合は「3」を記入すること。
- 3 ☐ 4 ☐ 2 「健康保険加入の有無」の欄は、従業員が健康保険の被保険者の資格を取得したことについての日本年金機構又は健康保険組合に対する届出を行つている場合は「1」を、行っていない場合は「2」を、従業員が4人以下である個人事業主である場合等の健康保険の適用が除外される場合は「3」を記入すること。
- 4 ☐ 4 ☐ 3 「厚生年金保険加入の有無」の欄は、従業員が厚生年金保険の被保険者の資格を取得したことについての日本年金機構に対する届出を行つている場合は「1」を、行っていない場合は「2」を、従業員が4人以下である個人事業主である場合等の厚生年金保険の適用が除外される場合は「3」を記入すること。
- 5 ☐ 4 ☐ 4 「建設業退職金共済制度加入の有無」の欄は、審査基準日において、勤労者退職金共済機構との間で、特定業種退職金共済契約を締結している場合は「1」を、締結していない場合は「2」を記入すること。
- 6 ☐ 4 ☐ 5 「退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無」の欄は、審査基準日において、次のいずれかに該当する場合は「1」を、いずれにも該当しない場合は「2」を記入すること。
 - (1) 労働協約若しくは就業規則に退職手当の定めがあること又は退職手当に関する事項についての規則が定められていること。
 - (2) 勤労者退職金共済機構との間で特定業種退職金共済契約以外の退職金共済契約が締結されていること。
 - (3) 所得税法施行令（昭和40年政令第96号）に規定する特定退職金共済団体との間で退職金共済についての契約が締結されていること。
 - (4) 厚生年金基金が設立されていること。
 - (5) 法人税法（昭和40年法律第34号）に規定する適格退職年金の契約が締結されていること。
 - (6) 確定給付企業年金法（平成13年法律第50号）に規定する確定給付企業年金が導入されていること。
 - (7) 確定拠出年金法（平成13年法律第88号）に規定する企業型年金が導入されていること。
- 7 ☐ 4 ☐ 6 「法定外労働災害補償制度加入の有無」の欄は、審査基準日において、（財）建設業福祉共済団、（社）全国建設業労災互助会、全国中小企業共済協同組合連合会又は保険会社との間で、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に基づく保険給付の基金となつた業務災害及び通勤災害（下請負人に係るものを含む。）に関する給付についての契約を、締結している場合は「1」を、締結していない場

合は「2」を記入すること。

- 8 [4][7]「営業年数」の欄は、審査基準日までの建設業の営業年数（建設業の許可又は登録を受けて営業を行っていた年数をいい、休業等の期間を除く。ただし、平成23年4月1日以降の申立てに係る再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受け、かつ、再生手続終結の決定又は更生手続終結の決定を受けた建設業者は、当該再生手続終結の決定又は更生手続終結の決定を受けてから営業を行っていた年数をいい、休業等の期間を除く。）を記入し、表内の年号については不要のものを消すこと。
- 9 [4][8]「民事再生法又は会社更生法の適用の有無」の欄は、平成23年4月1日以降の申立てに係る再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受け、かつ、再生手続終結の決定又は更生手続終結の決定を受けていない場合は「1」を、その他の場合は「2」を記入すること。
- 10 [4][9]「防災協定の締結の有無」の欄は、審査基準日において、国、特殊法人等（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第2条第1項に規定する特殊法人等）又は地方公共団体との間で、防災活動に関する協定を締結している場合は「1」を、締結していない場合は「2」を記入すること。
- 11 [5][0]「営業停止処分の有無」の欄は、審査対象年において、法第28条の規定による営業の停止を受けたことがある場合は「1」を、受けたことがない場合は「2」を記入すること。
- 12 [5][1]「指示処分の有無」の欄は、審査対象年において、法第28条の規定による指示を受けたことがある場合は「1」を、受けたことがない場合は「2」を記入すること。
- 13 [5][2]「監査の受審状況」の欄は、審査基準日において、会計監査人の設置を行っている場合は「1」を、会計参与の設置を行っている場合は「2」を、公認会計士、会計士補及び税理士並びにこれらとなる資格を有する者並びに一級登録経理試験の合格者が経理処理の適正を確認した旨の書類に自らの署名を付したものを提出している場合は「3」を、いずれにも該当しない場合は「4」を記入すること。
- 14 [5][3]「公認会計士等の数」及び[5][4]「二級登録経理試験合格者の数」の欄のうち、公認会計士等の数については、公認会計士、会計士補及び税理士並びにこれらとなる資格を有する者並びに一級登録経理試験の合格者の人数の合計を記入すること。
- 15 [5][5]「研究開発費（2期平均）」の欄は、審査対象事業年度及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度における研究開発費の額の平均の額を記入すること。ただし、会計監査人設置会社以外の建設業者はカラムに「0」を記入すること。また、表内のカラムに審査対象事業年度及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度における研究開発費の額を記入すること。
- 16 [5][6]「建設機械の所有及びリース台数」の欄は、審査基準日において、自ら所有し、又はリース契約（審査基準日から1年7月以上の使用期間が定められているものに限る。）により使用する建設機械抵当法施行令（昭和29年政令第294号）別

別記様式第二十五号の十二中

健康保険及び厚生年金保険加入の有無

を

健康保険加入の有無	
厚生年金保険加入の有無	

に改める。

附 則

1 この省令は、平成二十四年十一月一日から施行する。ただし、別記様式第二十五号の十一の改正規定及び別記様式第二十五号の十二の改正規定は、平成二十四年七月一日から施行する。

2 この省令の施行前に特定建設業者が発注者と締結した請負契約に係る建設工事については、この省令による改正後の第十四条の二第一項及び第十四条の四第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

建設業法施行規則の一部を改正する省令新旧対照条文

○建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）

（傍線の部分は改正部分）

改正後	現行
（法第六条第一項第六号の書類） 第四条 法第六条第一項第六号の国土交通省令で定める書類は、次に掲げるものとする。 一、十六（略） 十七 別記様式第二十号の三による健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十八条の規定による被保険者の資格の届出、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第二十七条の規定による被保険者の資格の取得の届出及び雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第七条の規定による被保険者となつたことの届出の状況（以下「健康保険等の加入状況」という。）を記載した書面 十八 別記様式第二十号の四による主要取引金融機関名を記載した書面 2 一般建設業の許可を申請する者（一般建設業の許可の更新を申請する者を除く。）が、特定建設業の許可又は当該申請に係る建設業以外の建設業の一般建設業の許可を受けているときは、前項の規定にかかわらず、同項第二号、第七号から第十六号まで及び第十八号に掲げる書類の提出を省略することができる。ただし、法第九条第一項各号の一に該当して新たに一般建設業の許可を申請する場合は、この限りでない。 3 許可の更新を申請する者は、第一項の規定にかかわらず、同項第二号、第七号から第十二号まで、第十四号から第十六号まで及び第十八号に掲げる書類の提出を省略することができる。ただし、同項第七号、第八号、第十一号、第十二号、第十四号及び第十八号に掲げる書類については、その記載事項に変更がない場合に限る。	（法第六条第一項第六号の書類） 第四条 法第六条第一項第六号の国土交通省令で定める書類は、次に掲げるものとする。 一、十六（略） （新設） 十七 別記様式第二十号の三による主要取引金融機関名を記載した書面 2 一般建設業の許可を申請する者（一般建設業の許可の更新を申請する者を除く。）が、特定建設業の許可又は当該申請に係る建設業以外の建設業の一般建設業の許可を受けているときは、前項の規定にかかわらず、同項第二号及び第七号から第十七号までに掲げる書類の提出を省略することができる。ただし、法第九条第一項各号の一に該当して新たに一般建設業の許可を申請する場合は、この限りでない。 3 許可の更新を申請する者は、第一項の規定にかかわらず、同項第二号、第七号から第十二号まで及び第十四号から第十七号までに掲げる書類の提出を省略することができる。ただし、同項第七号、第八号、第十一号、第十二号、第十四号及び第十七号に掲げる書類については、その記載事項に変更がない場合に限る。

〔施工体制台帳の記載事項等〕

第十四条の二 法第二十四条の七第一項の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 作成特定建設業者（法第二十四条の七第一項の規定により施工体制台帳を作成する場合における当該特定建設業者をいう。以下同じ。）に関する次に掲げる事項

イ 許可を受けて営む建設業の種類

ロ 健康保険等の加入状況

二 （略）

三 前号の建設工事の下請負人に関する次に掲げる事項

イ・ロ （略）

ハ 健康保険等の加入状況

四 （略）

234 （略）

（再下請負通知を行うべき事項等）

第十四条の四 法第二十四条の七第二項の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一・二 （略）

三 再下請負通知人が前号の建設工事を請け負わせた他の建設業を営む者に関する第十四条の二第一項第三号イからハまでに掲げる事項及び当該者が請け負った建設工事に関する同項第四号イからハまでに掲げる事項

239 （略）

〔施工体制台帳の記載事項等〕

第十四条の二 法第二十四条の七第一項の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 作成特定建設業者（法第二十四条の七第一項の規定により施工体制台帳を作成する場合における当該特定建設業者をいう。以下同じ。）が許可を受けて営む建設業の種類

二 （略）

三 前号の建設工事の下請負人に関する次に掲げる事項

イ・ロ （略）

（新設）

四 （略）

234 （略）

（再下請負通知を行うべき事項等）

第十四条の四 法第二十四条の七第二項の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一・二 （略）

三 再下請負通知人が前号の建設工事を請け負わせた他の建設業を営む者に関する第十四条の二第一項第三号イ及びロに掲げる事項並びに当該者が請け負った建設工事に関する同項第四号イからハまでに掲げる事項

239 （略）

改正後		現 行	
別記様式第二十五号の十一 別表 (2)		別記様式第二十五号の十一 別表 (2)	
コード	処 理 の 種 類	コード	処 理 の 種 類
10	(略)	10	(略)
11	(略)	11	(略)
12	(略)	12	(略)
13	(略)	13	(略)
14	(略)	14	(略)
15	(略)	15	(略)
16	(略)	16	(略)
17	(略)	17	(略)
18	(略)	18	(略)
19	(略)	19	(略)
20	(略)	20	(略)
21	(略)	21	(略)
22	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、その外国にある子会社について認定を受けて申請する場合		

その他の審査項目（社会性等）

労働福祉の状況		雇用保険加入の有無		☐ 1 ☐ 2		(1. 第1、2期、3. 適用除外) (1. 第1、2期、3. 適用除外)	
健康保険及び厚生年金保険加入の有無		☐ 3 ☐ 4		☐ 5 ☐ 6		(1. 第1、2期) (1. 第1、2期)	
建設業退職金共済制度加入の有無		☐ 7 ☐ 8		☐ 9 ☐ 10		(1. 第1、2期) (1. 第1、2期)	
退職一時金制度加入の有無		☐ 11 ☐ 12		☐ 13 ☐ 14		(1. 第1、2期) (1. 第1、2期)	
法定外労働災害補償制度加入の有無		☐ 15 ☐ 16		☐ 17 ☐ 18		(1. 第1、2期) (1. 第1、2期)	
建設業の営業継続の状況							
営業年数		☐ 19 ☐ 20		☐ 21 ☐ 22		(1. 第1、2期) (1. 第1、2期)	
営業生協又は会社更生法の適用の有無		☐ 23 ☐ 24		☐ 25 ☐ 26		(1. 第1、2期) (1. 第1、2期)	
防災活動への賛助の状況							
防災協定の締結の有無		☐ 27 ☐ 28		☐ 29 ☐ 30		(1. 第1、2期) (1. 第1、2期)	
法令遵守の状況							
営業停止処分の有無		☐ 31 ☐ 32		☐ 33 ☐ 34		(1. 第1、2期) (1. 第1、2期)	
指示処分の有無		☐ 35 ☐ 36		☐ 37 ☐ 38		(1. 第1、2期) (1. 第1、2期)	
建設業の経理の状況							
監査の受審状況		☐ 39 ☐ 40		☐ 41 ☐ 42		(1. 会計監理人の監査、2. 会計監理人の監査、3. 監査委員の選任を決定した旨の書類の提出、4. 無)	
公認会計士等の数		☐ 43 ☐ 44		☐ 45 ☐ 46		(1. 第1、2期) (1. 第1、2期)	
二級建築経理試験合格者の数		☐ 47 ☐ 48		☐ 49 ☐ 50		(1. 第1、2期) (1. 第1、2期)	
研究開発の状況							
研究開発費 (2期平均)		☐ 51 ☐ 52		☐ 53 ☐ 54		(1. 第1、2期) (1. 第1、2期)	
建設機械の保有状況							
建設機械の所有及びリース台数		☐ 55 ☐ 56		☐ 57 ☐ 58		(1. 第1、2期) (1. 第1、2期)	
国際標準化機構が定めた規格による登録の状況							
ISO 9001の登録の有無		☐ 59 ☐ 60		☐ 61 ☐ 62		(1. 第1、2期) (1. 第1、2期)	
ISO 14001の登録の有無		☐ 63 ☐ 64		☐ 65 ☐ 66		(1. 第1、2期) (1. 第1、2期)	

記載要領

- 1 ☐☐☐☐で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合
は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように
数字を記入すること。例えば☐☐☐☐12のように右詰めで記入すること。
- 2 41「雇用保険加入の有無」の欄は、その雇用する労働者が雇用保険
の被保険者となつたことについての資格取得届を公共職業安定所の長に提
出している場合は「1」を、提出していない場合は「2」を、従業員が1
人もいないため雇用保険の適用が除外される場合は「3」を記入すること。
- 3 42「健康保険及び厚生年金保険加入の有無」の欄は、従業員が健康
保険及び厚生年金保険の被保険者の資格を取得したことについての社会保
険事務所長（健康保険にあっては、健康保険組合を含む。）に対する届出
を行っている場合は「1」を、行っていない場合は「2」を、個人事業者
で、かつ、従業員が4人以下であるため健康保険及び厚生年金保険の適用
が除外される場合は「3」を記入すること。
- （新規）

- 4 4 3 「建設業退職金共済制度加入の有無」の欄は、審査基準日において、勤労者退職金共済機構との間で、特定業種退職金共済契約を締結している場合は「1」を、締結していない場合は「2」を記入すること。
- 5 4 4 「退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無」の欄は、審査基準日において、次のいずれかに該当する場合は「1」を、いずれにも該当しない場合は「2」を記入すること。
- (1) 労働協約若しくは就業規則に退職手当の定めがあること又は退職手当に關する事項についての規則が定められていること。
- (2) 勤労者退職金共済機構との間で特定業種退職金共済契約以外の退職金共済契約が締結されていること。
- (3) 所得税法施行令（昭和40年政令第96号）に規定する特定退職金共済団体との間で退職金共済についての契約が締結されていること。
- (4) 厚生年金基金が設立されていること。
- (5) 法人税法（昭和40年法律第34号）に規定する適格退職年金の契約が締結されていること。
- (6) 確定給付企業年金法（平成13年法律第50号）に規定する確定給付企業年金が導入されていること。
- (7) 確定拠出年金法（平成13年法律第88号）に規定する企業型年金が導入されていること。

7 4 6 「法定外労働災害補償制度加入の有無」の欄は、審査基準日において、(財)建設業福祉共済団、(社)全国建設業労災互助会、全国中小企業共済協同組合連合会又は保険会社との間で、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)に基づく保険給付の基因となつた業務災害及び通勤災害(下請負人に係るものを含む。)に関する給付についての契約を、締結している場合は「1」を、締結していない場合は「2」を記入すること。

8 4 7 「営業年数」の欄は、審査基準日までの建設業の営業年数(建設業の許可又は登録を受けて営業を行つていた年数をいい、休業等の期間を除く。ただし、平成23年4月1日以降の申立てに係る再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受け、かつ、再生手続終結の決定又は更生手続終結の決定を受けた建設業者は、当該再生手続終結の決定又は更生手続終結の決定を受けてから営業を行つていた年数をいい、休業等の期間を除く。)を記入し、表内の年号については不要のものを消すこと。

9 4 8 「民事再生法又は会社更生法の適用の有無」の欄は、平成23年4月1日以降の申立てに係る再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受け、かつ、再生手続終結の決定又は更生手続終結の決定を受けていない場合は「1」を、その他の場合は「2」を記入すること。

10 4 9 「防災協定の締結の有無」の欄は、審査基準日において、国、特殊法人等(公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)第2条第1項に規定する特殊法人等)又は地方公共団体との間で、防災活動に関する協定を締結している場合は「1」を、締結していない場合は「2」を記入すること。

11 5 0 「営業停止処分の有無」の欄は、審査対象年において、法第28条の規定による営業の停止を受けたことがある場合は「1」を、受けたことがない場合は「2」を記入すること。

12 5 1 「指示処分の有無」の欄は、審査対象年において、法第28条の規定による指示を受けたことがある場合は「1」を、受けたことがない場合は「2」を記入すること。

13 5 2 「監査の受審状況」の欄は、審査基準日において、会計監査人の設置を行つている場合は「1」を、会計参与の設置を行つている場合は「2」を、公認会計士、会計士補及び税理士並びにこれらとなる資格を有する者並びに一級登録経理試験の合格者が経理処理の適正を確認した旨の書類に自らの署名を付したものを提出している場合は「3」を、いずれにも該当しない場合は「4」を記入すること。

14 5 3 「公認会計士等の数」及び5 4 「二級登録経理試験合格者の数」の欄のうち、公認会計士等の数については、公認会計士、会計士補及び税理士並びにこれらとなる資格を有する者並びに一級登録経理試験の合格者

6 4 5 「法定外労働災害補償制度加入の有無」の欄は、審査基準日において、(財)建設業福祉共済団、(社)全国建設業労災互助会、全国中小企業共済協同組合連合会又は保険会社との間で、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)に基づく保険給付の基因となつた業務災害及び通勤災害(下請負人に係るものを含む。)に関する給付についての契約を、締結している場合は「1」を、締結していない場合は「2」を記入すること。

7 4 6 「営業年数」の欄は、審査基準日までの建設業の営業年数(建設業の許可又は登録を受けて営業を行つていた年数をいい、休業等の期間を除く。ただし、平成23年4月1日以降の申立てに係る再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受け、かつ、再生手続終結の決定又は更生手続終結の決定を受けた建設業者は、当該再生手続終結の決定又は更生手続終結の決定を受けてから営業を行つていた年数をいい、休業等の期間を除く。)を記入し、表内の年号については不要のものを消すこと。

8 4 7 「民事再生法又は会社更生法の適用の有無」の欄は、平成23年4月1日以降の申立てに係る再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受け、かつ、再生手続終結の決定又は更生手続終結の決定を受けていない場合は「1」を、その他の場合は「2」を記入すること。

9 4 8 「防災協定の締結の有無」の欄は、審査基準日において、国、特殊法人等(公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)第2条第1項に規定する特殊法人等)又は地方公共団体との間で、防災活動に関する協定を締結している場合は「1」を、締結していない場合は「2」を記入すること。

10 4 9 「営業停止処分の有無」の欄は、審査対象年において、法第28条の規定による営業の停止を受けたことがある場合は「1」を、受けたことがない場合は「2」を記入すること。

11 5 0 「指示処分の有無」の欄は、審査対象年において、法第28条の規定による指示を受けたことがある場合は「1」を、受けたことがない場合は「2」を記入すること。

12 5 1 「監査の受審状況」の欄は、審査基準日において、会計監査人の設置を行つている場合は「1」を、会計参与の設置を行つている場合は「2」を、公認会計士、会計士補及び税理士並びにこれらとなる資格を有する者並びに一級登録経理試験の合格者が経理処理の適正を確認した旨の書類に自らの署名を付したものを提出している場合は「3」を、いずれにも該当しない場合は「4」を記入すること。

13 5 2 「公認会計士等の数」及び5 3 「二級登録経理試験合格者の数」の欄のうち、公認会計士等の数については、公認会計士、会計士補及び税理士並びにこれらとなる資格を有する者並びに一級登録経理試験の合格者

の人数の合計を記入すること。

15 5 5 5 「研究開発費（2期平均）」の欄は、審査対象事業年度及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度における研究開発費の額の平均の額を記入すること。ただし、会計監査人設置会社以外の建設業者はカラムに「0」を記入すること。また、表内のカラムに審査対象事業年度及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度における研究開発費の額を記入すること。

16 5 5 6 「建設機械の所有及びリース台数」の欄は、審査基準日において、自ら所有し、又はリース契約（審査基準日から1年7月以上の使用期間が定められているものに限る。）により使用する建設機械抵当法施行令（昭和29年政令第294号）別表に規定するショベル系掘削機、ブルドーザー及びトラクターショベルについて、台数の合計を記入すること。

17 5 5 7 「ISO9001の登録の有無」の欄は、審査基準日において、国際標準化機構第9001号の規格により登録されている場合（登録範囲に建設業が含まれていない場合及び登録範囲が一部の支店等に限られている場合を除く。）は「1」を、受けていない場合は「2」を記入すること。

18 5 5 8 「ISO14001の登録の有無」の欄は、審査基準日において、国際標準化機構第14001号の規格により登録されている場合（登録範囲に建設業が含まれていない場合及び登録範囲が一部の支店等に限られている場合を除く。）は「1」を、受けていない場合は「2」を記入すること。

記入すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示すること。

ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大会社にあつては、百万円未満の端数を切り捨てて表示することができる。ただし、研究開発費（2期平均）を計算する際に生じる百万円未満の端数については切り捨てずにそのまま記入すること。

の人数の合計を記入すること。

14 5 5 4 「研究開発費（2期平均）」の欄は、審査対象事業年度及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度における研究開発費の額の平均の額を記入すること。ただし、会計監査人設置会社以外の建設業者はカラムに「0」を記入すること。また、表内のカラムに審査対象事業年度及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度における研究開発費の額を記入すること。

15 5 5 5 「建設機械の所有及びリース台数」の欄は、審査基準日において、自ら所有し、又はリース契約（審査基準日から1年7月以上の使用期間が定められているものに限る。）により使用する建設機械抵当法施行令（昭和29年政令第294号）別表に規定するショベル系掘削機、ブルドーザー及びトラクターショベルについて、台数の合計を記入すること。

16 5 5 6 「ISO9001の登録の有無」の欄は、審査基準日において、国際標準化機構第9001号の規格により登録されている場合（登録範囲に建設業が含まれていない場合及び登録範囲が一部の支店等に限られている場合を除く。）は「1」を、受けていない場合は「2」を記入すること。

17 5 5 7 「ISO14001の登録の有無」の欄は、審査基準日において、国際標準化機構第14001号の規格により登録されている場合（登録範囲に建設業が含まれていない場合及び登録範囲が一部の支店等に限られている場合を除く。）は「1」を、受けていない場合は「2」を記入すること。

記入すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示すること。

ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大会社にあつては、百万円未満の端数を切り捨てて表示することができる。ただし、研究開発費（2期平均）を計算する際に生じる百万円未満の端数については切り捨てずにそのまま記入すること。

経営規模等評価結果通知書
総合評価値通知書

許可 平成 年 月 日
審査員 号
電 区 町 村 コ ー ド 組
電 区 町 村 コ ー ド 組
完成工事費/売上高
行 政 記 入 額

座

[金額単位: 千円]

建設工事の種別	総合評価値 (P)	完成工事費 (X1)	売上高 (X2)	その他 (Z)	備考
910 土木					
910 プレストレストコンクリート					
920 土木					
920 土木					
930 土木					
930 土木					
940 土木					
940 土木					
950 土木					
950 土木					
960 土木					
960 土木					
970 土木					
970 土木					
980 土木					
980 土木					
990 土木					
990 土木					
100 土木					
100 土木					
110 土木					
110 土木					
120 土木					
120 土木					
130 土木					
130 土木					
140 土木					
140 土木					
150 土木					
150 土木					
160 土木					
160 土木					
170 土木					
170 土木					
180 土木					
180 土木					
190 土木					
190 土木					
200 土木					
200 土木					
210 土木					
210 土木					
220 土木					
220 土木					
230 土木					
230 土木					
240 土木					
240 土木					
250 土木					
250 土木					
260 土木					
260 土木					
270 土木					
270 土木					
280 土木					
280 土木					
290 土木					
290 土木					
300 土木					
300 土木					
310 土木					
310 土木					
320 土木					
320 土木					
330 土木					
330 土木					
340 土木					
340 土木					
350 土木					
350 土木					
360 土木					
360 土木					
370 土木					
370 土木					
380 土木					
380 土木					
390 土木					
390 土木					
400 土木					
400 土木					
410 土木					
410 土木					
420 土木					
420 土木					
430 土木					
430 土木					
440 土木					
440 土木					
450 土木					
450 土木					
460 土木					
460 土木					
470 土木					
470 土木					
480 土木					
480 土木					
490 土木					
490 土木					
500 土木					
500 土木					
510 土木					
510 土木					
520 土木					
520 土木					
530 土木					
530 土木					
540 土木					
540 土木					
550 土木					
550 土木					
560 土木					
560 土木					
570 土木					
570 土木					
580 土木					
580 土木					
590 土木					
590 土木					
600 土木					
600 土木					
610 土木					
610 土木					
620 土木					
620 土木					
630 土木					
630 土木					
640 土木					
640 土木					
650 土木					
650 土木					
660 土木					
660 土木					
670 土木					
670 土木					
680 土木					
680 土木					
690 土木					
690 土木					
700 土木					
700 土木					
710 土木					
710 土木					
720 土木					
720 土木					
730 土木					
730 土木					
740 土木					
740 土木					
750 土木					
750 土木					
760 土木					
760 土木					
770 土木					
770 土木					
780 土木					
780 土木					
790 土木					
790 土木					
800 土木					
800 土木					
810 土木					
810 土木					
820 土木					
820 土木					
830 土木					
830 土木					
840 土木					
840 土木					
850 土木					
850 土木					
860 土木					
860 土木					
870 土木					
870 土木					
880 土木					
880 土木					
890 土木					
890 土木					
900 土木					
900 土木					
910 土木					
910 土木					
920 土木					
920 土木					
930 土木					
930 土木					
940 土木					
940 土木					
950 土木					
950 土木					
960 土木					
960 土木					
970 土木					
970 土木					
980 土木					
980 土木					
990 土木					
990 土木					
1000 土木					
1000 土木					
1010 土木					
1010 土木					
1020 土木					
1020 土木					
1030 土木					
1030 土木					
1040 土木					
1040 土木					
1050 土木					
1050 土木					
1060 土木					
1060 土木					
1070 土木					
1070 土木					
1080 土木					
1080 土木					
1090 土木					
1090 土木					
1100 土木					
1100 土木					
1110 土木					
1110 土木					
1120 土木					
1120 土木					
1130 土木					
1130 土木					
1140 土木					
1140 土木					
1150 土木					
1150 土木					
1160 土木					
1160 土木					
1170 土木					
1170 土木					
1180 土木					
1180 土木					
1190 土木					
1190 土木					
1200 土木					
1200 土木					
1210 土木					
1210 土木					
1220 土木					
1220 土木					
1230 土木					
1230 土木					
1240 土木					
1240 土木					
1250 土木					
1250 土木					
1260 土木					
1260 土木					
1270 土木					
1270 土木					
1280 土木					
1280 土木					
1290 土木					
1290 土木					
1300 土木					
1300 土木					
1310 土木					
1310 土木					
1320 土木					
1320 土木					
1330 土木					
1330 土木					
1340 土木					
1340 土木					
1350 土木					
1350 土木					
1360 土木					
1360 土木					
1370 土木					
1370 土木					
1380 土木					
1380 土木					
1390 土木					
1390 土木					
1400 土木					
1400 土木					
1410 土木					
1410 土木					
1420 土木					
1420 土木					
1430 土木					
1430 土木					
1440 土木					
1440 土木					
1450 土木					
1450 土木					
1460 土木					
1460 土木					
1470 土木					
1470 土木					
1480 土木					
1480 土木					
1490 土木					
1490 土木					
1500 土木					
1500 土木					
1510 土木					
1510 土木					
1520 土木					
1520 土木					
1530 土木					
1530 土木					
1540 土木					
1540 土木					
1550 土木					
1550 土木					
1560 土木					
1560 土木					
1570 土木					
1570 土木					
1580 土木					
1580 土木					
1590 土木					
1590 土木					
1600 土木					
1600 土木					
1610 土木					
1610 土木					
1620 土木					
1620 土木					
1630 土木					
1630 土木					
1640 土木					
1640 土木					
1650 土木					
1650 土木					
1660 土木					
1660 土木					
1670 土木					
1670 土木					
1680 土木					
1680 土木					
1690 土木					
1690 土木					
1700 土木					
1700 土木					
1710 土木					
1710 土木					
1720 土木					
1720 土木					
1730 土木					